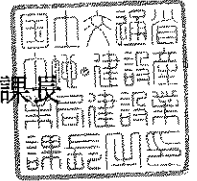


国土建第208号
平成26年12月25日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



施工体制台帳等活用マニュアルの改正について

今般、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。

また、建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）により、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）が改正され、施工体制台帳の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加されることとなりました。

これらの改正は、いずれも平成27年4月1日より施行されます。

つきましては、今般、「施工体制台帳等を活用した適正な施工体制の確保について」（平成15年11月7日付国総入企第25号）において通知した「施工体制台帳等活用マニュアル」を別添のとおり改正するとともに、平成27年4月1日より適用することとし、許可行政庁及び公共発注者あてに発出しましたので、参考までに送付します。